

独立行政法人の見直しと市場化テストについて

平成 19 年 9 月 6 日

1. 経緯等

- ・ 「経済財政改革の方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定。別紙 1）において、101 全独立行政法人について見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨決定。
- ・ 「行政減量・効率化有識者会議」（以下、「有識者会議」。）において、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（以下、「基本方針」。別紙 2。）を取りまとめ・閣議決定（平成 19 年 8 月 10 日）。

2. 基本方針について

(1) 事務・事業及び組織の見直し（独立行政法人の徹底的な縮減）

- ・ 事務・事業のゼロベースでの見直し
- ・ 存続する事務・事業について官民競争入札等の積極的な適用 等

(2) 運営の徹底した効率化（独立行政法人の効率化）

- ・ 関連法人等との間の資金の流れに関する情報公開
- ・ 随意契約の見直し 等

(3) 自主性・自立性の確保（独立行政法人の自律化）

- ・ 具体的指標の設定
- ・ 国民の意見の反映
- ・ 内部統制の強化 等

3. 今後の進め方

(1) 独法見直しの全体スケジュール

8 月 10 日	基本方針 閣議決定
8 月 31 日	各主務大臣が独立行政法人整理合理化案を提出
9 月以降	有識者会議、監理委員会等関連会議において議論
12 月下旬	独立行政法人整理合理化計画の決定

(2) 今後の進め方（官民競争入札等監理委員会の対応）（案）

- ・ 年末の「公共サービス改革基本方針」改定及び「独立行政法人整理合理化計画」策定に向けて、有識者会議等と連携を図りつつ、独立行政法人の事務・事業の官民競争入札等の適用について検討。
- ・ 具体的には、「施設・研修等分科会」において、9 月下旬から 10 月中旬にかけて集中的にヒアリングを実施（1 次ヒアリング）し、有識者会議にフィードバック。以降、有識者会議におけるヒアリングも踏まえつつ、事

務レベル折衝や 2 次ヒアリング等を実施し、11 月末までに対象事業を選定。

(3) 施設・研修等分科会ヒアリング体制

- ・ ヒアリング対象とすべき法人数なども勘案し、他の分科会担当の委員・専門委員も参加し、以下のとおり各委員が主に担当する府省を設定し、1 次ヒアリングを実施。
- ・ 2 次ヒアリング以降については、体制も含めて別途検討。

[各委員の担当府省] (状況に応じて追加・変更も有り得る)

○ 小幡主査、内山専門委員

・・・総務省、農林水産省、国土交通省

○ 岡本専門委員、吉野委員、原専門委員

・・・財務省、文部科学省、厚生労働省

○ 黒川専門委員、逢見委員

・・・内閣府、外務省、経済産業省、環境省、防衛省

※ 下線を引いた委員は、各府省ヒアリング等において、会議の議事進行等を担当。

以 上

経済財政改革の基本方針 2007（独立行政法人等に係る官民競争入札等関連部分（抄））

平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定

第 3 章 21世紀型行財政システムの構築

5. 独立行政法人等の改革

政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、独立行政法人の改革を行う。現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。また、平成19 年10 月からの郵政民営化及び平成20年10月からの政策金融機関の新体制への移行を円滑・確実に実施する。

【改革のポイント】

すべての独立行政法人（101法人）について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。また、郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

【具体的手段】

（1）独立行政法人見直しの 3 原則

「行政改革推進本部」は、総務省と連携して、次の原則に基づき、101全法人を対象に見直しを行う。

原則 1 「官から民へ」原則：民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則 2 競争原則：法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則 3 整合性原則：他の改革（公務員制度改革、政策金融改革、国の随意契約の見直し、国の資産債務改革）との整合性を確保する。

（2）「独立行政法人整理合理化計画」の策定

上記の見直しの結果を踏まえ、平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

（3）独立行政法人の不断の見直し

存続する法人については、そのすべての事務・事業について市場化テスト導入の検討対象とする。

(4) 見直しの進め方

(1) の3原則を踏まえ、政府としての整理合理化計画の具体的な策定方針を速やかに決定し、各主務大臣はその方針に沿って所管する全法人についてそれぞれの整理合理化案を平成19年8月末を目途に策定する。これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについて、平成19年度に見直す23法人に加え、平成20年度に見直す12法人についても前倒しで対象とする。

各主務大臣の作成した整理合理化案については、「行政減量・効率化有識者会議」と「政策評価・独立行政法人評価委員会」、「規制改革会議」、「官民競争入札等監理委員会」（以下、「監理委員会」という。）及び「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」とが連携を図りつつ議論を行い、「行政減量・効率化有識者会議」においてそれらの議論を集約・検討した上で、平成19年内を目途に「行政改革推進本部」において整理合理化の内容を取りまとめ、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

(5) ・ (6) (略)

7. 市場化テストの推進

「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、国・地方における公共サービスの質の維持向上と経費削減を図る。

【改革のポイント】

1. (略)
2. 独立行政法人等の市場化テスト：独立行政法人改革と歩調を合わせ、市場化テストを実施する。また、地方公共団体についても、指定管理者制度の導入とともに拡大する。
3. (略)

【具体的手段】

(1) 対象事業の抜本的拡大

監理委員会が平成19年2月に選定した「ハローワーク等」、「統計調査」、「公物管理」、「窓口」、「徴収」、「施設・研修等」の6つの重点分野を中心に、各府省・独立行政法人において、監理委員会と十分に協議しつつ、市場化テストの対象事業の拡大について自主的・積極的な検討を行い、検討結果を平成19年の「公共サービス改革基本方針」の改定に反映する。

(2) ～ (4) (略)

独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針（官民競争入札等関連部分（抄））

平成 19 年 8 月 10 日 閣議決定

I. 横断的視点**1. 事務・事業及び組織の見直し（独立行政法人の徹底的な縮減）****（3）官民競争入札等の積極的な適用**

（1）において、真に不可欠なものとされる事務・事業についても、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく官民競争入札等（官民競争入札又は民間競争入札をいう。以下同じ。）の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。具体的には、以下の事務・事業について、「原則として官民競争入札等の対象」とする、又は「官民競争入札等の対象とする方向で検討」するなど、対象事業については個別具体的に検討するものとする。

① 原則として官民競争入札等の対象とする事務・事業

「施設の管理・運営」、「研修」、「国家試験等」、「相談」、「広報・普及啓発」

② 官民競争入札等の対象とする方向で検討する事務・事業

「検査検定」、「徴収」

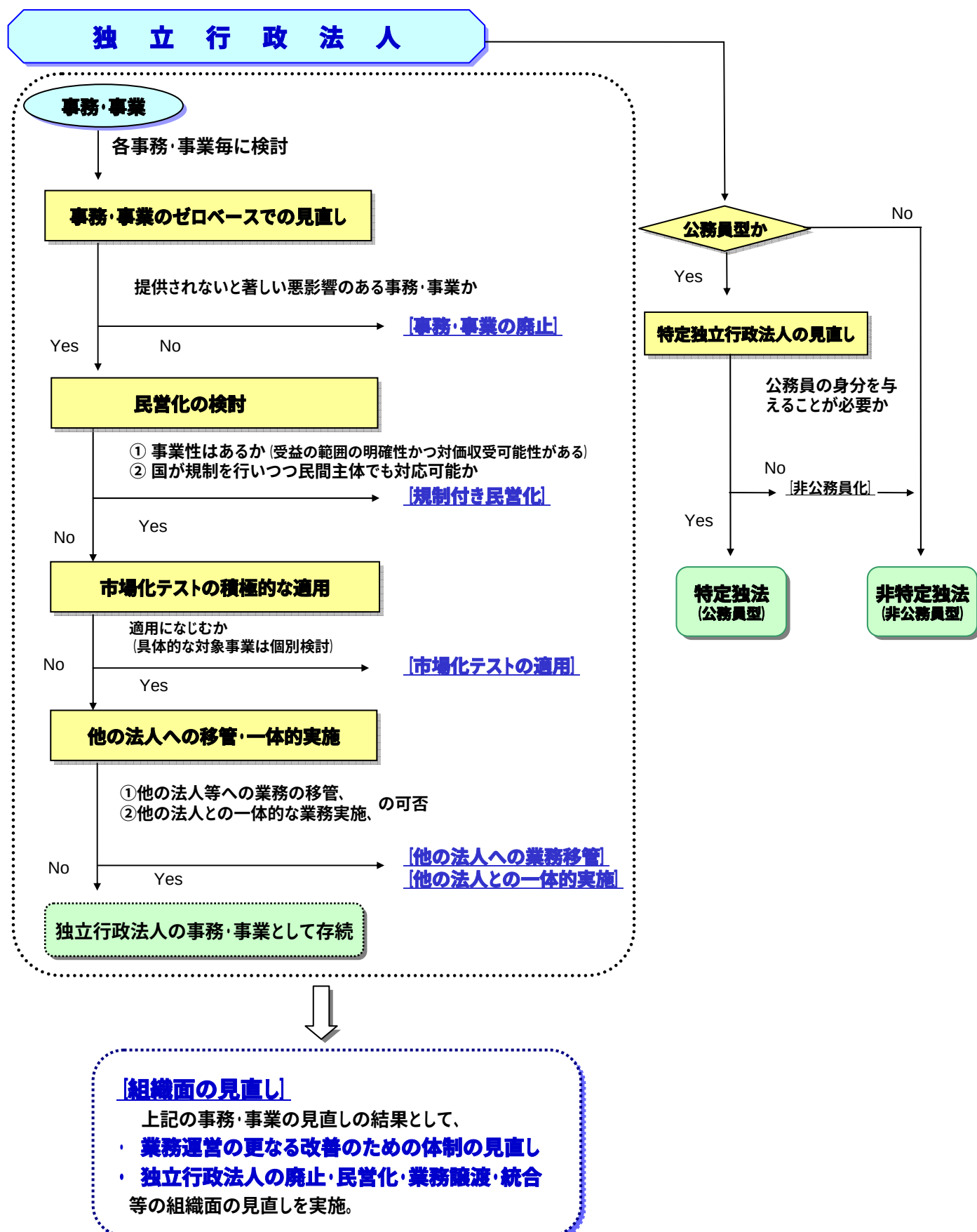
II. 事務・事業等の類型別の視点**1. 公共事業執行型**

- ⑤ 関連法人・契約締結先と独立行政法人との間の補助・取引等の資金の流れについて一体としての情報公開を行うことでその透明性を確保するとともに、随意契約の見直し、官民競争入札等の活用などにより無駄な取引の排除や経費削減を実現する。

5. 特定事業執行型

- ① 前述の官民競争入札等の考え方に沿って、官民競争入札等の積極的な適用を図る。

事務・事業及び組織の見直し（独立行政法人の徹底的な縮減）



101全独立行政法人見直しの進め方(イメージ)

